

令和8年3月市議会定例会提出予定議案等一覧

1 提出予定議案 合計22件

内訳： 予算案 13件 (当初 7件、補正 6件)
 条例案 8件 (改正 7件、廃止 1件)
 専決承認案 1件 (予算 1件)

議案番号	議案名	所属課	区分
議案第4号	令和7年度越前市一般会計補正予算(第10号)	財務企画課	予算案(補正)
議案第5号	令和7年度越前市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)	財務企画課	予算案(補正)
議案第6号	令和7年度越前市介護保険特別会計補正予算(第2号)	財務企画課	予算案(補正)
議案第7号	令和7年度越前市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)	財務企画課	予算案(補正)
議案第8号	令和7年度越前市水道事業会計補正予算(第4号)	財務企画課	予算案(補正)
議案第9号	令和7年度越前市下水道事業会計補正予算(第4号)	財務企画課	予算案(補正)
議案第10号	令和8年度越前市一般会計予算	財務企画課	予算案(当初)
議案第11号	令和8年度越前市国民健康保険特別会計予算	財務企画課	予算案(当初)
議案第12号	令和8年度越前市介護保険特別会計予算	財務企画課	予算案(当初)
議案第13号	令和8年度越前市後期高齢者医療特別会計予算	財務企画課	予算案(当初)

-1-

議案番号	議案名	所属課	区分
議案第14号	令和8年度越前市水道事業会計予算	財務企画課	予算案(当初)
議案第15号	令和8年度越前市工業用水道事業会計予算	財務企画課	予算案(当初)
議案第16号	令和8年度越前市下水道事業会計予算	財務企画課	予算案(当初)
議案第17号	越前市行政手続条例の一部改正について	人事・法制課	条例案(改正)
議案第18号	議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について	人事・法制課	条例案(改正)
議案第19号	越前市国民健康保険税条例の一部改正について	窓口サービス課	条例案(改正)
議案第20号	越前市介護保険条例の一部改正について	長寿福祉課	条例案(改正)
議案第21号	越前市中小企業等経営安定対策利子補給基金条例の廃止について	産業政策課	条例案(廃止)
議案第22号	越前市火入れに関する条例の一部改正について	農林整備課	条例案(改正)
議案第23号	越前市都市公園条例の一部改正について	都市計画課	条例案(改正)
議案第24号	越前市空家等の適切な管理に関する条例の一部改正について	建築住宅課	条例案(改正)
議案第25号	専決処分の承認を求めることについて(令和7年度越前市一般会計補正予算(第9号))	財務企画課	専決承認案(予算)

-2-

2 報告案件 2件

報告番号	報告名	所属課
報告第1号	賃貸借契約の締結の報告について	教育振興課
報告第2号	賃貸借契約の締結の報告について	教育振興課

-3-

条例案 8件(改正7件、廃止1件)

議案第17号 越前市行政手続条例の一部改正について

概要	行政手続法の改正に合わせ、不利益処分に係る聴聞等の通知時の公示送達方法を変更するもの							
主な内容	<p>1 経緯 国が進める行政手続のデジタル化の一環として、行政手続法における公示送達の方法がインターネット上で公表を原則とする方法に変更となることから、これに合わせ、市行政手続条例に定める公示送達の方法の変更を行う。</p> <p>2 変更内容 不利益処分に係る聴聞等の通知において名宛人が所在不明の場合、現在、掲示場に掲示する方法により公示送達を行うこととされているが、インターネット上で公表する方法（詳細は規則に規定）を原則とし、併せて掲示場への書面掲示又は市の窓口等に設置したパソコン画面等に表示する方法を用いることとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 2px;">改正前</th> <th style="text-align: center; padding: 2px;">改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;">掲示場への書面掲示</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">インターネット上で公表</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center; padding: 2px;">※併せて、掲示場への掲示又は市の窓口等に設置したパソコン画面等に表示</td></tr> </tbody> </table> <p>※市税に係る公示送達と同様の取扱い（令和7年6月議会で改正済み。）</p>		改正前	改正後	掲示場への書面掲示	インターネット上で公表	※併せて、掲示場への掲示又は市の窓口等に設置したパソコン画面等に表示	
改正前	改正後							
掲示場への書面掲示	インターネット上で公表							
※併せて、掲示場への掲示又は市の窓口等に設置したパソコン画面等に表示								
施行期日	令和8年5月21日 ※行政手続法の一部改正の施行日							
所属課	総務部 人事・法制課							

-4-

議案第18号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

概要	市特別職報酬等審議会の答申内容を踏まえ、議員報酬の額の引上げを行うもの																				
主な内容	<p>1 経緯 議員報酬について、平成18年4月以降、額の見直しがされていないこと、また、近年、官民給与や物価が大幅に上昇していることなどから、市特別職報酬等審議会の答申内容を踏まえ、本市議会の議長、副議長及び議員の議員報酬の額について引上げようとするもの</p> <p>2 議員報酬月額の引上げ内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>現行額(月額)</th> <th></th> <th>改正後の額(月額)</th> <th>増減額(増減率)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>議長</td> <td>465,000 円</td> <td>➡</td> <td>502,000 円</td> <td>+37,000 円(+8.0%)</td> </tr> <tr> <td>副議長</td> <td>407,000 円</td> <td>➡</td> <td>440,000 円</td> <td>+33,000 円(+8.1%)</td> </tr> <tr> <td>議員</td> <td>387,000 円</td> <td>➡</td> <td>418,000 円</td> <td>+31,000 円(+8.0%)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※改正後の額については、市特別職報酬等審議会の答申額と同額</p>		現行額(月額)		改正後の額(月額)	増減額(増減率)	議長	465,000 円	➡	502,000 円	+37,000 円(+8.0%)	副議長	407,000 円	➡	440,000 円	+33,000 円(+8.1%)	議員	387,000 円	➡	418,000 円	+31,000 円(+8.0%)
	現行額(月額)		改正後の額(月額)	増減額(増減率)																	
議長	465,000 円	➡	502,000 円	+37,000 円(+8.0%)																	
副議長	407,000 円	➡	440,000 円	+33,000 円(+8.1%)																	
議員	387,000 円	➡	418,000 円	+31,000 円(+8.0%)																	
施行期日	令和8年8月1日 ※市議会議員の次期任期開始(R8.7.30)直後の月の初日																				
所属課	総務部 人事・法制課																				

-5-

議案第19号 越前市国民健康保険税条例の一部改正について

概要	(1) 子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用を保険税として徴収するため、新たに子ども・子育て支援納付金課税額を新設するもの (2) 令和12年度に保険税が県で統一されることから、それに向けて所得割額等を改正するもの																																																																																		
主な内容	<p>改定の考え方 (1) 子ども・子育て支援納付金の新規課税により、被保険者の急激な負担増を避けようとするもの (2) 令和12年度に保険税が県統一税率となるため、県標準保険料率に近づけようとするもの</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">医療分</th> <th colspan="3">後期高齢者支援金分</th> <th colspan="3">介護納付金分</th> <th colspan="3">子ども・子育て支援納付金分</th> </tr> <tr> <th>所得割(%)</th> <th>均等割(円)</th> <th>平等割(円)</th> <th>所得割(%)</th> <th>均等割(円)</th> <th>平等割(円)</th> <th>所得割(%)</th> <th>均等割(円)</th> <th>平等割(円)</th> <th>所得割(%)</th> <th>均等割(円)</th> <th>18歳以上均等割(円)</th> <th>平等割(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(仮) 県標準 保険料率</td><td>6.31</td><td>39,301</td><td>-</td><td>2.7</td><td>16,721</td><td>-</td><td>2.06</td><td>15,026</td><td>-</td><td>0.14</td><td>872</td><td>-</td><td>-</td></tr> <tr> <td>R7</td><td>6.7</td><td>26,700</td><td>23,400</td><td>2.6</td><td>10,000</td><td>6,000</td><td>2.2</td><td>11,000</td><td>6,000</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>R8</td><td>6.3</td><td>27,000</td><td>21,000</td><td>2.7</td><td>10,000</td><td>6,000</td><td>2.1</td><td>11,000</td><td>6,000</td><td>0.2</td><td>600</td><td>(50)</td><td>400</td></tr> <tr> <td>R7との差</td><td>-0.4</td><td>+300</td><td>-2,400</td><td>+0.1</td><td>0</td><td>0</td><td>-0.1</td><td>0</td><td>0</td><td>+0.2</td><td>+600</td><td>(50)</td><td>+400</td></tr> </tbody> </table>		医療分			後期高齢者支援金分			介護納付金分			子ども・子育て支援納付金分			所得割(%)	均等割(円)	平等割(円)	所得割(%)	均等割(円)	平等割(円)	所得割(%)	均等割(円)	平等割(円)	所得割(%)	均等割(円)	18歳以上均等割(円)	平等割(円)	(仮) 県標準 保険料率	6.31	39,301	-	2.7	16,721	-	2.06	15,026	-	0.14	872	-	-	R7	6.7	26,700	23,400	2.6	10,000	6,000	2.2	11,000	6,000					R8	6.3	27,000	21,000	2.7	10,000	6,000	2.1	11,000	6,000	0.2	600	(50)	400	R7との差	-0.4	+300	-2,400	+0.1	0	0	-0.1	0	0	+0.2	+600	(50)	+400
	医療分			後期高齢者支援金分			介護納付金分			子ども・子育て支援納付金分																																																																									
	所得割(%)	均等割(円)	平等割(円)	所得割(%)	均等割(円)	平等割(円)	所得割(%)	均等割(円)	平等割(円)	所得割(%)	均等割(円)	18歳以上均等割(円)	平等割(円)																																																																						
(仮) 県標準 保険料率	6.31	39,301	-	2.7	16,721	-	2.06	15,026	-	0.14	872	-	-																																																																						
R7	6.7	26,700	23,400	2.6	10,000	6,000	2.2	11,000	6,000																																																																										
R8	6.3	27,000	21,000	2.7	10,000	6,000	2.1	11,000	6,000	0.2	600	(50)	400																																																																						
R7との差	-0.4	+300	-2,400	+0.1	0	0	-0.1	0	0	+0.2	+600	(50)	+400																																																																						
施行期日	令和8年4月1日																																																																																		
所属課	市民福祉部 窓口サービス課																																																																																		

-6-

議案第20号 越前市介護保険条例の一部改正について

概要	介護保険法施行令の改正に合わせ、令和8年度分の介護保険料の算定基準について、令和7年度の税制改正前の基準を用いる特例措置を講ずるもの
主な内容	<p>令和7年度税制改正において、所得税などにおける給与所得控除について、最低保障額を引き上げる見直しが行われた。この税制改正の影響により、一部の第一号被保険者について介護保険料の算定に用いる合計所得金額が引き下がることとなる。そこで、当該税制改正による介護保険料収入への影響を回避し、第9期介護保険事業計画期間中の介護保険財政の安定的な運営の確保を図るため、介護保険法施行令に合わせ、令和8年度分の介護保険料の算定に当たっては、令和7年度税制改正前の基準を用いることとする特例措置を設けようとするもの</p> <p>【特例措置の具体的な内容】</p> <p>令和8年度分の介護保険料の算定に当たっては、次のとおり対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給与収入が55万1千円以上190万円未満の者について、合計所得金額を税制改正前の基準により算定する。 ・市町村民税の課税・非課税段階の判定について、税制改正前の基準を用いる。 <p>※この特例措置を設けることにより、令和7年度と合計所得が同じ場合は、介護保険料に変動なし</p>
施行期日	令和8年4月1日
所属課	市民福祉部 長寿福祉課

-7-

議案第21号 越前市中小企業等経営安定対策利子補給基金条例の廃止について

概要	越前市中小企業等経営安定対策利子補給基金を廃止するもの
主な内容	<p>廃止の趣旨</p> <p>本基金は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者等を支援するため、県制度融資に係る利子補給金の財源として令和2年度に設置</p> <p>対象となる利子補給事業がすべて終了し、基金設置の目的を達したため、本条例を廃止しようとするもの</p>
施行期日	令和8年4月1日
所属課	産業観光部 産業政策課

-8-

議案第22号 越前市火入れに関する条例の一部改正について

概要	南越消防組合火災予防条例に林野火災注意報の規定が追加されたことに伴い、火入れを中止させる要件に林野火災注意報を追加するほか所要の改正を行うもの										
主な内容	<p>1 南越消防組合火災予防条例の一部改正により、令和8年1月1日から南越消防組合が林野火災注意報を発令することができるようになったことから、林野火災注意報が発令された際に、市が許可した火入れを中止させることができるようにするもの</p> <p>2 火災警報の根拠条文を明記するほか所要の改正をするもの</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">火入れ</th> <th rowspan="2">許可の対象となる目的</th> <th colspan="2">火入れを中止させる要件</th> </tr> <tr> <th>改正前</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>森林法に基づき、森林やその周辺1kmの範囲内にある土地において、立木や雑草、堆積物などを面的に焼却する行為</td> <td>造林のための地ごしらえ 開墾準備 害虫駆除 焼畑 採草地の改良</td> <td>強風注意報 <u>異常乾燥注意報</u> 火災警報</td> <td>強風注意報 <u>乾燥注意報</u> 火災警報 <u>林野火災注意報</u></td> </tr> </tbody> </table>	火入れ	許可の対象となる目的	火入れを中止させる要件		改正前	改正後	森林法に基づき、森林やその周辺1kmの範囲内にある土地において、立木や雑草、堆積物などを面的に焼却する行為	造林のための地ごしらえ 開墾準備 害虫駆除 焼畑 採草地の改良	強風注意報 <u>異常乾燥注意報</u> 火災警報	強風注意報 <u>乾燥注意報</u> 火災警報 <u>林野火災注意報</u>
火入れ	許可の対象となる目的			火入れを中止させる要件							
		改正前	改正後								
森林法に基づき、森林やその周辺1kmの範囲内にある土地において、立木や雑草、堆積物などを面的に焼却する行為	造林のための地ごしらえ 開墾準備 害虫駆除 焼畑 採草地の改良	強風注意報 <u>異常乾燥注意報</u> 火災警報	強風注意報 <u>乾燥注意報</u> 火災警報 <u>林野火災注意報</u>								
施行期日	公布の日										
所属課	環境農林部 農林整備課										

-9-

議案第23号 越前市都市公園条例の一部改正について

概要	武生中央公園庭球場及び家久スポーツ公園ソフトボール場の照明施設使用料を引き下げるため、越前市都市公園条例の一部を改正するもの															
主な内容	<p>1 改正理由 武生中央公園庭球場及び家久スポーツ公園ソフトボール場において、脱炭素社会の実現に向けた公共施設照明LED化事業の一環として、照明施設をLED化したことに伴い、電気料金の削減が図られることから、照明施設使用料を減額するもの</p> <p>2 改正内容 (1) 武生中央公園庭球場の照明施設使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>専用使用 1面につき1時間当たり</td> <td>500円→<u>300円</u></td> </tr> <tr> <td>個人使用 1時間につき</td> <td>200円→<u>100円</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 家久スポーツ公園ソフトボール場の照明施設使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>使用区分</th> <th>使用料(1時間につき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>無料試合及び練習 市内チーム</td> <td>5,000円→<u>3,000円</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td>市外チーム</td> <td>10,000円→<u>6,000円</u></td> </tr> <tr> <td>有料試合</td> <td>20,000円→<u>12,000円</u></td> </tr> </tbody> </table>	区分	使用料	専用使用 1面につき1時間当たり	500円→ <u>300円</u>	個人使用 1時間につき	200円→ <u>100円</u>	使用区分	使用料(1時間につき)	無料試合及び練習 市内チーム	5,000円→ <u>3,000円</u>		市外チーム	10,000円→ <u>6,000円</u>	有料試合	20,000円→ <u>12,000円</u>
区分	使用料															
専用使用 1面につき1時間当たり	500円→ <u>300円</u>															
個人使用 1時間につき	200円→ <u>100円</u>															
使用区分	使用料(1時間につき)															
無料試合及び練習 市内チーム	5,000円→ <u>3,000円</u>															
	市外チーム	10,000円→ <u>6,000円</u>														
有料試合	20,000円→ <u>12,000円</u>															
施行期日	令和8年4月1日															
所属課	建設部 都市計画課／総務部 スポーツ交流課															

議案第24号 越前市空家等の適切な管理に関する条例の一部改正について

概要	適切な管理が行われていない空家等の所有者等に対して、より積極的に適切な管理を促すことができるようとするもの						
主な内容	<p>越前市空家等対策計画(第2期)の改定に向けた空家等の実態調査の結果、管理されていない空家等は約1,500戸あり、令和2年度より約1割増加していたことから、今後も増加傾向と考えられる。</p> <p>このため、市及び地域住民が、適切な管理が行われていない空家等の所有者等に対し、空家等の改善措置をより積極的に促すことができるための取組みを規定するもの。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>改正内容</th> <th>改正目的</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>「空家等対策協議会への事前協議」の廃止</td> <td>法律に基づく、勧告、命令等の行政処分を速やかに実施するため</td> </tr> <tr> <td>区長等が情報提供を求めた場合、必要に応じて、所有者等の住所氏名等を提供</td> <td>地域住民が空家等の所有者等に改善を促す取組を支援するため</td> </tr> </tbody> </table>	改正内容	改正目的	「空家等対策協議会への事前協議」の廃止	法律に基づく、勧告、命令等の行政処分を速やかに実施するため	区長等が情報提供を求めた場合、必要に応じて、所有者等の住所氏名等を提供	地域住民が空家等の所有者等に改善を促す取組を支援するため
改正内容	改正目的						
「空家等対策協議会への事前協議」の廃止	法律に基づく、勧告、命令等の行政処分を速やかに実施するため						
区長等が情報提供を求めた場合、必要に応じて、所有者等の住所氏名等を提供	地域住民が空家等の所有者等に改善を促す取組を支援するため						
施行期日	公布の日						
所属課	建設部 建築住宅課						

-11-

報告案件に係る説明資料

報告第1号 貸借契約の締結の報告について

概要	議会の議決に付すべき契約以外の契約の報告に関する条例第2条の規定により市が賃借人となる契約金額2,000万円以上の賃貸借契約の締結を報告するもの
主な内容	<p>1 契約の名称 学校ICT再構築事業に係るセンターサーバ等整備賃貸借</p> <p>2 契約の目的 既存機器の老朽化に伴う学校ICT再構築事業に係るセンターサーバ等の整備及び賃貸借</p> <p>3 契約金額 343,090,000円（税込）</p> <p>4 契約の方法 一般競争入札による契約</p> <p>5 契約の相手方 (1) 三谷商事株式会社（福井市豊島1丁目3番1号） (2) フェニックスリース株式会社（福井市豊島1丁目3番1号）</p> <p>6 契約締結日 令和7年10月3日</p> <p>7 契約の期間 令和8年3月1日から令和13年2月28日まで</p>
所属課	教育委員会事務局 教育振興課

-12-

報告第2号 賃貸借契約の締結の報告について

概要	議会の議決に付すべき契約以外の契約の報告に関する条例第2条の規定により市が賃借人となる契約金額2,000万円以上の賃貸借契約の締結を報告するもの
主な内容	<p>1 契約の名称 G I G Aスクール端末等賃貸借（令和7年度調達分）</p> <p>2 契約の目的 市内の小中学生用タブレット5,511台及び周辺機器の賃貸借</p> <p>3 契約金額 143,616,000円（税込）</p> <p>4 契約の方法 指名競争入札による契約</p> <p>5 契約の相手方 (1) フェニックスリース株式会社（福井市豊島1丁目3番1号） (2) 三谷商事株式会社（福井市豊島1丁目3番1号）</p> <p>6 契約締結日 令和7年10月17日</p> <p>7 契約の期間 令和8年3月1日から令和13年2月28日まで</p>
所属課	教育委員会事務局 教育振興課